

2019年4月1日

一般財団法人東海東京財団 2019年度「高校生海外派遣助成」募集要項

1. 助成の趣旨

国際的に活躍するグローバル人材の育成において、外国語コミュニケーション能力を高めるとともに、高校生までに異文化体験や国際交流のための海外経験をすることが重要と考えられます。

本助成事業は、海外への関心を高め、本人の意思により主体的に1ヵ月程度までの短期留学や海外ボランティア活動等に取り組む高校生を対象に上限30万円を助成するものである。

2. 助成の対象

「あいちスーパーイングリッシュハブスクール」指定の下記13高等学校の在学学生。

愛知県立千種高等学校	愛知県立中村高等学校	愛知県立瀬戸西高等学校
愛知県立尾北高等学校	愛知県立一宮西高等学校	愛知県立津島高等学校
愛知県立常滑高等学校	愛知県立豊田北高等学校	愛知県立西尾高等学校
愛知県立刈谷北高等学校	愛知県立豊橋東高等学校	愛知県立御津高等学校
愛知県立安城東高等学校		

3. 応募条件

①生徒が次の時期、期間に自らの意思で意欲的に、短期留学、海外ボランティア活動等に取り組むこと。

時期：2019年7月～2019年10月

期間：2週間以上1ヵ月程度以内

②在学する高等学校による推薦があること。

③本助成金以外に、他の民間団体等の奨学金等を受給してもよいが、給付される奨学金等及び本助成金の総額が、費用の総額を超えないこと。

④帰国後に、実施報告書を提出すること。

⑤本助成金の支給は、生徒1人につき高校在学中1回に限る。

(注意事項)

1. 民間団体や学校関係者等が実施する短期留学等を活用しても良いが、自らの具体的な課題・目標が明確であること。
2. 保護者同伴の家族旅行や単なる観光旅行は対象としません。
3. 対象国・地域は限定しないが、安全面には十分に配慮すること。

4. 支給者数

15名程度

5. 支給金額

1人30万円（上限）

※提出された書類等を精査のうえ30万円を上限として東海東京財団で決定いたします。

6. 支給金の対象費用

- ・往復航空運賃（現地国内線を含む）
- ・空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用
- ・査証・旅券取得手続諸費用
- ・海外旅行傷害保険料
- ・主たる活動にかかる費用、体験活動等への参加費
- ・宿泊、ホームステイに関わる費用の一部（上限5万円）

7. 応募の手続き

(1) 応募期間：2019年4月15日（月）から5月24日（金）まで。

(2) 応募方法：各学校で生徒及び保護者から提出された「申請書（1）～（3）」と「推薦書」を取りまとめ書留郵便で送付してください。

※ただし、応募者複数の場合、可能な限り推薦順位をつけてください。

(3) 送付先：〒450-6212 名古屋市中村区名駅4-7-1（ミッドランドスクエア12階）
一般財団法人東海東京財団

8. 支給対象者の内定

応募書類等をもとに、本財団にて6月下旬に支給対象者を内定し、各学校を經由して内定通知書を送付します。

9. 助成金の申請

内定者は帰国後2週間以内に、「実施報告書」（800字以上1,200字以内）とともに、旅行者等の発行する領収書、支払明細並びに「助成金支払請求書」を本財団に提出する。

10. 助成金の支給

提出された書類を審査のうえ、指定の支給対象者本人の口座に助成金を振り込む。

11. その他

実施報告書等から、本助成事業の趣旨にそぐわない内容であったことや、事実と異なる計画等が提出されていたことが判明した場合には、助成金の支給を取り消す。また、助成金交付後、不適切な事実が判明した場合には、助成金の全額返還を求めるものとする。

(お問い合わせ先)

一般財団法人東海東京財団 事務局 (関谷、野田、久保、女屋)

〒450-6212 名古屋市中村区名駅4-7-1

TEL 052-527-9124 FAX 052-527-9115